

審査基準・標準処理期間

所属名	農林水産部農村振興課
内線番号	5023

No.	項目	内容
①	処分名	住居集合地域等における麻酔銃猟の許可
②	法令名	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
③	法令番号	平成14年法律第88号
④	根拠条項	第38条の2
⑤	処分権者	知事
⑥	法令の定め	1. 麻酔銃猟の目的が鳥獣による生活環境に係る被害の防止であること。(法第38条の2第3項第1号) 2. 人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあること。(法第38条の2第3項第2号)
⑦	審査基準	法第38条の2第3項 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号)第46条の2第1項及び第2項 環境省自然環境局長通知(令和4年9月16日付け環自野発第2209163号)XI-4の1(1) 「住居集合地域等における麻酔銃猟の許可の考え方」
⑧	経由機関名	なし
⑨	協議機関名	京都府公安委員会
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)40日間
	経由機関	
	協議機関	20日間
	当該処分機関	20日間
⑫	問合せ	農林水産部農村振興課野生鳥獣係 (電話)075-414-5022
⑬	備考	環境省自然環境局長通知(令和4年9月16日付け環自野発第2209163号)XI「危険の予防」XI-4「住居集合地域等における麻酔銃猟の許可」

X I 危険の予防

X I-1 特定猟具使用禁止区域等 (法第 35 条関係)

1. 特定猟具使用禁止区域

法第 35 条第 1 項の規定に基づき、銃器又はくくりわな、はこわな、はこおとし及び囲いわなの中から、当該地域における人への安全確保や静穏の保持の観点から特定猟具を選定し、その使用を禁止する区域を指定するものとする。なお、くくりわな、はこわな、はこおとし及び囲いわなをすべて禁止する場合は、特定猟具の種類を単に「わな」と表示することを可とする。

対象となる猟具ごとの区域指定の考え方は、以下のとおりである。

(1) 銃器

銃器を使用した鳥獣の捕獲等 (以下「銃猟」という。) は、法定猟法のうち最も危険を伴うものであり、また、銃猟により当該地域の静穏を乱すおそれがある。このため都道府県知事は、以下のような地区を銃器を対象とした特定猟具使用禁止区域に指定するものとする。

① 銃猟に伴う危険を予防するための地区

銃猟による事故が頻発している地区、学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業上の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のため入林者が多いと認められる場所、公道、都市計画法第 4 条第 6 項の都市計画施設である公共空地等、市街地、人家稠密な場所及び衆人群衆の集まる場所が相当程度の広がりをもって集中している場所、その他銃猟による事故発生のおそれのある区域

② 静穏を保持するための地区

法第 9 条第 3 項第 4 号に規定する指定区域 (杜寺院内及び墓地)

なお、住居が集合している地域若しくは広場、駅その他の多数の者の集合する場所は、法第 38 条第 2 項及び第 3 項において、一般的に公安上危害が生じるおそれがあるものとして、銃猟が禁止されている。しかし、銃猟に伴う危険の予防や指定区域の静穏の保持のため必要と認められる場合は、上記の場所の周辺を含んだ区域を特定猟具使用禁止区域に指定することが適当である。

(2) わな

わなを使用した鳥獣の捕獲等 (以下「わな猟」という。) は、わなの設置場所等によっては人の身体、生命、財産等へ危険が及ぶ場合が考えられる。このため都道府県知事は、以下のような地区をわなを対象とした特定猟具使用禁止区域に指定するものとする。

① わな猟に伴う危険を予防するための地区

学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、自然観察

路及び野外レクリエーション等の目的のため利用するものが多いと認められる場所、その他のわな猟による事故発生のおそれの高い区域

② 静穏を保持するための地区

(1) ②、銃器の区域に準じることとする。

2. 特定猟具使用制限区域

法第 35 条第 1 項の規定に基づき、銃器又はくくりわな、はこわな、はこおとし及び囲いわなの中から特定猟具を選定し、その使用を制限する区域を指定するものとする。なお、くくりわな、はこわな、はこおとし及び囲いわなをすべて制限する場合は、特定猟具の種類を単に「わな」と表示することを可とする。

対象となる猟具ごとの区域指定の考え方は、以下のとおりである。

(1) 銃器

① 区域指定の考え方

銃器を対象とした特定猟具使用制限区域は、銃猟に伴う危険の予防又は指定区域 (杜寺院内及び墓地) の静穏の保持のために銃猟を制限することが必要な区域について指定することができるとされている。

具体的には、銃器を対象とした特定猟具使用禁止区域のように全面的に銃猟を禁止する必要があるが、休猟区の指定が解除された地域、湿地帯等のカモ猟場等で、狩猟解禁直後における狩猟の集中に伴う事故を未然に防止するため、銃猟の制限を行うことが必要な地域について、都道府県知事は、危険防止のためその他必要と認めるときは、銃器を対象とした特定猟具使用制限区域を設けることができるものであり、その存続期間についても、危険予防の観点から適切なものとする。

銃器を対象とした特定猟具使用制限区域の指定は、狩猟鳥獣が高い密度で生息している場所、交通の便が良くて多数の者の入猟が予想される場所、狩猟期間中に農林水産業者の作業が予想される場所であって、銃猟による事故が発生するおそれのある区域について行い、その存続期間については危険予防の観点から適切なものとする必要がある。

なお、指定区域である杜寺院内及び墓地自体については、法第 11 条第 1 項の規定により登録狩猟として行う場合については禁止されていることから、ここではその周辺地域での銃猟制限を指す。

また、銃器を対象とした特定猟具使用制限区域の指定は、集中銃猟による危険予防のためのもので多いことから、区域の指定に当たっては、市町村長及び都道府県警察本部などの意見を十分考慮する必要がある。

② 銃猟に係る承認について

銃器を対象とした特定猟具使用制限区域内で銃猟を行う場合は、都道府県知事の承認を受けなければ銃猟をしてはならないとされているが、承認の取扱いはい下によるものと

すゐ。

1) 承認の要件

法第 35 条第 5 項において、「承認対象捕鯨等に伴う危険の予防に支障を及ぼすおそれがあるとき」又は「指定区域の静穏の保持に支障を及ぼすおそれがあるとき」を除いて、承認をしなければならぬとされている。

同条第6項において、上記の承認を行うに当たっては、施行規則第43条の基準により都道府県知事が定める人数の範囲内で行うこととされており、この定められた人数の範囲内で承認を行うこととなっている。

当該地域は、そもそも危険の予防又は静穏の保持が必要である地域として指定された場所であるため、承認に当たっては慎重に取り扱う必要がある。

2) 条件について

法第 35 条第 3 項により、承認に際し条件を付すことができるが、銃器を対象とした特定猟具使用制限区域は危険の予防及び指定区域の静穏の保持に支障を及ぼすおそれがある地域が指定されているものであるという趣旨に基づき、危険の予防及び静穏を保持する上で、必要な事項について付すこととする。

具体的には、承認証とともに交付される印章又はワッペンの着用を条件とすること等が考えられる。

(IV-3「鳥獸捕獲許可等取扱要領」II 1 (1) を参照)

(2) わな

① 区域指定の考え方

わなを対象とした特定猟具使用制限区域は、特定猟具の使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、特定猟具の使用を制限することが必要な区域については、狩猟者の中の人入が予想されるので、人身や財産に対する危険防止の観点から、必要に応じ、該区域をわなを対象とした特定猟具使用制限区域に指定するように努めるものとす

② わな猟に係る承認について

わなを対象とした特定猟具使用制限区域内でわな猟を行う場合は、都道府県知事の承認を受けないでわな猟をしてはならないとされているが、承認の取扱いには以下によるものとする。

1) 承認の要件

法第 35 条第 5 項において、「承認対象捕獲等に伴う危険の平防に支障を及ぼすおそれがあるとき」又は「指定区域の静穏に支障を及ぼすおそれがあるとき」を除いて、承認をしなければならぬとされている。

なお、同条第6項において、上記の承認を行う基準は、別途、環境省令において定め

ることとする。

2) 条件について

法第 35 条第 7 項により、承認に際し条件を付することができるが、わなを対象とした特定猟具使用制限区域は危険の予防及び指定区域の静穏の保持に支障を及ぼすおそれがある地域が指定されているものであるという趣旨に基づき、危険の予防及び静穏を保持する上で、必要なる事項について付すこととする。

具体的には、承認証とともに交付される腕章又はワッペンの着用を条件とすること等が考えられる。

(IV-3「鳥獸捕獲許可等取扱要領」II 1 (1) を参照)

3. 標識の設置（施行規則第44条関係）

既設の銃架禁止区域及び銃架制限区域の標柱、制札等の標識については、原則、できるだけ速やかに、施行規則第44条に基づく様式第13及び14のとおり建て替える、シールをはり付ける等により表示を変更することとするが、看板が多数ある場合は、既存のこれらで替えることが困難であったり、規制の対象が銃の使用に係るもののみである場合は、既存のこれらの標識を、銃架にかかるとする特定銃具使用禁止区域及び特定銃具使用制限区域を表示するものとなすこととする。

4. 種の保存法との関係における手続の合理化（法第35条第2項及び第3項関係）

法第9条第14項において、種の保存法第4条第3項に規定する国内希少野生動物植物種及び同法第5条第1項に規定する緊急指定種（以下「国内希少野生動物植物種等」という。）に係る法第9条第1項の鳥獣の捕獲等又は卵の採取等については、種の保存法第10条第1項の許可を受けたとき、同法第47条第2項に規定する認定保護増殖事業として鳥獣の捕獲等又は卵の採取等を行うとき、又は同法第54条第2項の規定により国の機関若しくは地方公共団体が環境大臣に協議したときは、法第9条第1項の許可（環境大臣に係るものに限る。）を受けることを要しないこととされている。

これと併せて法第 35 条第 2 項及び第 3 項に基づき、特定猟具使用禁止区域又は特定猟具使用制限区域内において、法第 9 条第 1 項の許可に係る特定猟具を使用した国内希少野生動植物種等に係る鳥獣の捕獲等をする場合は本規定の適用が除外されることとなるので留意願いたい。

XI-2 危險彈法

法第 36 条は、人間の身体又は生命に対する危害を防止し、公共の安全を維持するため、危険な猟法となわち爆発物、劇薬、毒薬、振銃、陸軍、その他の生命又は身体に重大な危害を及ぼすおそれのあるものを使用して、鳥獣を捕獲することを禁止する

規定である。

なお、法第 37 条の規定による環境大臣の許可及び法第 9 条第 1 項の規定に基づく許可を得て鳥獣を捕獲等しようとする場合は、危険猟法による捕獲等が可能である。

また、法第 13 条第 1 項に基づき捕獲する場合については、法第 36 条に規定する危険猟法の禁止について、禁止の適用除外とされている。

このほか、危険猟法の取扱いについては、法、施行令、施行規則、基本指針及び鳥獣捕獲許可等取扱要領によるもののほか、以下の取扱いにより行うものとする。

1. 捕獲方法の禁止

(1) 爆発物、劇薬、毒薬

法第 36 条に規定する爆発物、劇薬、毒薬は、爆発物としてはダイナマイト等、劇薬としては発煙硫酸、塩酸、クロロホルム等が、毒薬としては、黄磷、砒素、青酸カリ、硝酸塩等が考えられる。

また、塩酸ケタミン、硫酸アトロピン、サクシニルコリン（サクシン）等の麻酔薬であって、毒物及び劇物取締法又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づき毒物又は劇薬物として規定されているものは、麻酔薬（別表左欄に掲げる麻酔薬をそれぞれ同表右欄に掲げる施用量で使用する場合を除く）や吹き矢などによる鳥獣の捕獲の際に使用される場合があるが、これらについても本条の対象となるため、許可が必要である。

これらを使用して鳥獣を捕獲すれば、直接間接に人体に危害を及ぼすおそれがあるため、原則として使用が禁止されている。

なお、鳥獣の捕獲等の麻酔薬として使用されてきたケタミンについては、平成 19 年 1 月から麻薬及び向精神薬取締法第 2 条第 1 号に規定する麻薬に指定され、所持、施用等の取扱い等について規制されているところ。使用等に当たっては、同法第 3 条第 2 項に基づき、麻薬研究者免許の取得の手続が必要となるので、留意されたい。

(別表)

麻酔薬名	施用量（1 発射当たり）
塩酸ケタミン	5700mg 以下
塩酸メデトミジン	4560mg 以下
塩酸キシラジン	6840mg 以下

(2) 据銃

施行規則第 45 条に規定する据銃とは、哺乳類の通り道等に銃を据え置き、イノシシ等が一定の装置に接触した場合に、銃の引き金引かれ、その銃の弾丸が命中するようになっているものであるが、このような据銃は、山野を歩いている人間が誤ってその装置に触れると極めて危険であるので、禁止されている。

(3) 罠罠その他の生命又は身体に重大な危害を及ぼすおそれがあるもの

施行規則第 45 条に規定する罠罠その他の生命又は身体に重大な危害を及ぼすおそれのあるものは、いずれも人間が誤って接触した場合に人体に危害を与えるものであり、禁止されている。

「人の生命又は身体に重大な危害を及ぼすおそれ」というのは、明確な概念はないが、その構造、規模等から客観的に判断して、人間を圧殺し、又は人体に傷害を与えることが可能と考えられる程度のものをいうと解される。

人の生命又は身体に重大な危害を及ぼすおそれのあるものの判断基準としては、従来の解釈を参考までにあげると、とらばさみについては、「開いた状態における内径が 12 センチメートル以上のもの」「駆逐を有するもの」が該当するほか、くくりわなについては、その構造、規模などから客観的に判断して少なくとも次に該当すれば、「人の生命又は身体に重大な危害を及ぼすおそれのあるもの」として取り扱うことが適当である。

① 人がこれにかかった場合、身体全部又は一部を拘束し、通常の場合自力で脱却することが不可能であると認められるもの。

② 人がこれにかかった場合、日常業務に支障を来す程度の負傷を与えるものと認められるもの。

特に、イノシシ又はオスジカ等の大型獣をつり上げて捕獲する構造を有する「つり上げ式のくくりわな」は全て本条の「人の生命又は身体に重大な危害を及ぼすおそれのあるもの」に該当する。近年イノシシ、オスジカ等の大型獣の捕獲を目的として、生木、生竹、金属等の弾性を利用する構造を有するいわゆる「つり上げ式くくりわな」の使用が普及し、その構造も年々強力なものとなってきているが、これら大型獣捕獲用の「つり上げ式くくりわな」は、その規模、構造から見ると、すべて前記の基準に該当する。したがって、イノシシ又はオスジカ等の大型獣をつり上げて捕獲する構造を有する「わな」（獣体の一部を吊り上げるものを含む。）は、すべて施行規則第 45 条でいう「人の生命又は身体に重大な危害を及ぼすおそれのあるもの」に該当するものとして取り扱うこととする。なお、この取り扱いにおいて「イノシシ又はオスジカ等」の「等」とは、ツキノワグマ又はヒグマを指し、「つり上げて捕獲する」との意味は、字句のとおり解釈し、具体的にはイノシシ（獣体の一部を含む。）等を現実に「つり上げて行動の自由を拘束すること」をいう。「獣体の一部をつり上げる」とは、具体的には獣体の脚がつり上げられる場合を指して

いるものである。

2. 申請

法第37条により、法第9第1項に規定する目的で危険猟法により鳥獣の捕獲等をしよ
うとする者は、環境大臣の許可を受けなければならないとされている。

この許可は、他に適当な代替手段がなく、かつ捕獲目的となる鳥獣以外の鳥獣を無差別
に捕獲するおそれがなく、また、捕獲に伴う二次被害の発生防止措置が採られているな
ど、爆発物、劇薬、毒薬等の使用に伴う危険の防止措置が十分確保されており、人の生命
又は身体に危害を及ぼすおそれがないと判断される場合に限定される。

劇薬等の使用許可申請については「鳥獣捕獲許可取扱要領」に従うこと。

XI-3 銃猟の禁止

銃猟は弾丸の発射を伴い、特に人間の身体又は生命に対する危険があることから、法第38
条では、危険を防止し、公共の安全を維持するため、銃猟の時間及び場所等の制限を行っ
ている。

1. 日出前、日没後

日出前又は日没後は、銃猟の対象をはつきりと判別することが困難で、銃砲の発射によ
り人間に危害を生ずるおそれもあるため、このようなときの銃猟が禁止されているので
あるが、この日出前又は日没後は、事実上の日光の明暗によって定めべきではなく、当
該地点における太陽面の最上点が地平線上に現れ、又は地平線下に没した時刻、すなわち
歴にいう日出又は日入によって決められる。これは、銃猟に適する時間と適さない時間と
を事実上の明暗によって区別するのは、その標準が極めてあいまいだからである。

2. 住居が集合している地域若しくは広場、駅その他の多数の者の集合する場所

このような場所で銃猟をすることは、人間に危害を及ぼすおそれが特に大きいことか
ら禁じている。

住居が集合している地域、その他多数の者の集合する場所とは、いずれも、構成要件の
概念としてあいまいさは残るが、これを法律で明示することは困難であり、また、法律で
画一的に規定すべき事情でもないため、具体的な箇所に常態的に判断すべきものである。

住宅が集合している地域は、市街というほど多数の人家が密集している場所だけでな
く、田畑が混在するような場所であっても相当数の人家が集まっており、銃猟のため銃砲
を発射することにより、危険性が高い場合は、これに相当する。

なお、住居集合地域等における銃猟の使用の制限については、銃刀法には規定されてお
らず、法第38条において規定されていることに留意すること。（参考：銃刀法第3条の

13（発射の禁止）で禁止されている「けん銃等」には銃銃は含まれていない。）

3. 弾丸の到達するおそれのある人、飼養若しくは保管されている動物、建物若しくは電車、 自動車、船舶その他の乗物

これらが弾丸の達すべき範囲内にあるときは、これらの方向に向かって銃猟のため銃
砲を発射することは極めて危険であることから禁止されている。

XI-4 住居集合地域等における麻酔銃猟の許可

1. 住居集合地域等における麻酔銃猟の許可

近年、住宅地にニホンザル等の獣類が出没し、住民に危害を加える事故が発生している。
従来、住居集合地域等（法第38条第2項に規定する住居集合地域等という。以下同じ。）に
おける銃猟は、人間に危害を及ぼすおそれが特に大きいことから禁止されてきたため、追い
払いや網又はわなを用いた捕獲等により個体の排除がなされてきた。しかしながら、このよ
うな方法では、個体を確実かつ迅速に排除することが難しいこと、従事者が対象獣類から危
害を加えられる危険性が高いことなどの問題が生じていた。

麻酔銃は、一般の銃猟に比べて有効射距離が短いものが多く、到達範囲の確保が容易
である。また、麻酔銃に使う薬品の種類や量を状況に応じて安全に配慮して調節することが
可能である。これらのことから、麻酔銃による捕獲等は、きめ細かな安全対策を講じること
により、一般的な銃猟よりも安全性を高めることが可能である。

このため、住民への危害の予防及び従事者の安全の確保を図りつつ、確実かつ迅速に個体
を排除するため、法の対象とする鳥獣について、法第38条の2第1項の都道府県知事の許
可を受けたものに限る、住居集合地域等における麻酔銃猟（法第38条第2項に規定する麻
酔銃猟という。以下同じ。）を可能とすることとした。

以上の趣旨及び背景を踏まえ、住居集合地域等における麻酔銃猟の許可に当たっては、法、
施行令、施行規則及び基本指針のほか、特に以下の点に留意するものとする。

(1) 住居集合地域等における麻酔銃猟の許可の考え方

法第38条の2第3項第1号の「麻酔銃猟の目的が第1項に規定する目的に適合しない
とき」は、その麻酔銃猟の目的が鳥獣による生活環境に係る被害の防止を目的以外の目的であ
る場合とする。

また、原則として、現に捕獲等しようとする個体が住居集合地域に定着したあるいは通常
的に出没し、生活環境に被害を及ぼすおそれがある又は現に被害を及ぼしている場合であ
って、当該個体による被害の状況・程度を踏まえ、追いかいや網又はわなを用いた捕獲等に
よる個体の排除を含めた取り得る手段について捕獲作業の安全性や迅速性を比較・検討し、
麻酔銃猟によることが適切と判断される場合に実施できるものとする。

なお、現に鳥獣が住居集合地域等に出没していない場合においては、生活環境に係る被害

を及ぼすおそれや捕獲作業の安全性について審査することは困難と考えられることから、このような場合に予め広範阻又は長期間の許可をすることは適切ではない。

法第38条の2第3項第2号の「人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあるとき」に開する考え方は以下①及び②のとおり。

① 麻酔が効くまでの間に又は麻酔が効かないこと等により対象鳥獣を興奮させて当該鳥獣が人の生命若しくは身体への危険を及ぼすおそれがないこと、麻酔薬が投射されることによる危険がないこと、従事者、住民等への危害及び財産への損害を防止するための措置が採られていること等、住居集合地域等における麻酔銃の使用に伴う危害の防止が十分確保されている場合に実施できるものとする。

危害の防止の措置としては、周辺住民等に周知を図ること、人の往来が多い期間又は区域においては実施を見合わせる、射手の撃つ方向に人がいないことを確認すること、周囲の安全確認をすること、無線を使って射手と安全確認の担当者が連絡をとること、麻酔が効くまでの間に二次的な被害を発生させたり、個体を見失うことがないよう必要な人員の配置及び道具の準備をすること、外れた弾を放置せずに確実に回収すること、などが考えられる。

なお、安全の確保に当たっては、麻酔銃や麻酔薬の特性、鳥獣の生態や行動学的特性を理解することが重要であるため、対象とする鳥獣に対する麻酔銃の使用実績を求むることが望ましい。

② 対象とする鳥獣の種類は原則としてニホンザルとする。

麻酔銃薬ににおいては、麻酔薬の効力が現れるまでに時間を要し、麻酔銃を撃たれたことにより対象個体が興奮し、周辺の住民、住宅等に重大な危害又は損害を及ぼす可能性が高まるおそれがある。また、一般的に麻酔銃の発射と比べて、より対象個体に近づいたうえで、確実に対象個体の体内に麻酔薬を投薬することが求められる。そのため、クマ類（ツキノワグマ及びヒグマ）に対して、住居集合地域等において麻酔銃薬を実施する場合、危害の防止のための措置を講じたとしても、従事者が反撃を受けたり、麻酔薬の効力が現れるまでの間に周辺住民が危害を加えられ、あるいは財産物に損害を被るなど、二次的な被害が発生し、かつ、その被害が人命に関わる甚大なものとなること可能性はある。したがって、クマ類（ツキノワグマ及びヒグマ）に係る麻酔銃薬については、原則として許可しないものとする。また、ニホンジカ、イノシシにおいても、同様理由により、相当程度の危険性があることから、原則として許可しないものとする。一方、ニホンザルに係る麻酔銃薬においては、これらの種と比較した場合、万が一、危害の防止のための措置を講じたにも関わらず二次的な被害が発生した場合であっても、一撃で人命に関わる被害を与える可能性は小さいことから、①に記載した危害の防止のための措置を図る場合に限り、今回対象とするものである。

なお、ニホンザル以外の鳥獣であって、人命に関わる危険性等を踏まえてもな

お安全かつ確実に麻酔銃薬を実施することが可能と判断される場合にあってはこの限りではないが、実施する場合は慎重に検討されたい。（クマ類の成獣を対象とする場合と比較して子グマを対象とする場合は、対象個体による直接的な危険性は小さいものの、付近に親グマがいて襲われる可能性があることから、特に慎重に検討されたい）

なお、ツキノワグマ等が住居集合地域等に出没し、人の生命・身体に危険が生じる状況においては、「熊等が住宅街に現れ、人の生命・身体に危険が生じた場合の対応における警察官職務執行法第4条第1項の適用について」（平成24年4月12日環自野発第120412001号）に基づき、警察部局と密接に連携・協力して対応するものとする。さらに、同通知2（5）に記載のとおり、警察官よりも先にハンターが現場に臨場する事態も想定されるところ、当該ハンターの判断により、緊急避難（刑法第37条第1項）の措置として熊等を銃銃を使用して駆除することは妨げられないこととされていることに留意すること。

(2) 許可にあたっての留意事項

① 麻酔薬の使用

麻酔薬の使用に当たっては、その種類に応じて麻酔及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）等に基づき手続が必要であることを申請者に周知すること。

② 都道府県公安委員会の助言

住居集合地域等における麻酔銃の使用の制限については、銃刀法には規定されていないが、麻酔銃薬の実施においては、住民への危害の予防及び従事者の安全の確保を確実に行う必要がある。許可に当たっては、安全確保の観点から都道府県公安委員会の助言を受けること。

③ 捕獲した個体の処置

捕獲した個体については、その個体の害性、加害の再発の可能性を踏まえ、また、当該地域を管轄する都道府県の第一種特定鳥獣保護計画又は第二種特定鳥獣管理計画等がある場合はそれらの計画に基づく方針を踏まえ、放獣、飼養、殺処分その他適切な処置を行うよう、申請者に指導すること。放獣を行う場合においては、安全かつ確実な放獣を行える体制や場所等を確保すること。

④ 法第9条第1項の捕獲等の許可との関係

法第9条第1項に基づく鳥獣の捕獲等の許可に当たっては、鳥獣の捕獲等一般について、当該捕獲等が鳥獣の保護や管理に重大な支障を及ぼすおそれがないか、住民の安全確保及び指定区域の静穏の保持に支障を及ぼすおそれがないか等を審査されているが、これは、法第38条に基づく銃銃の制限を適用しない場合における安全確保等の観点を含まない。このこ

とを踏まえ、住居集落地域等における麻酔統制の許可にあたっては、法第38条の2第3項に定める審査の観点に従って、住居集落地域等における麻酔統制の観点から別途適切に審査を行い、それぞれ別々に許可をすることとした。

⑤法第37条に基づく危険薬法の許可との関係

塩酸ケタミン、硫酸アトロピン、サグシニルコリン（サグシン）等の麻酔薬であって、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）によって毒物又は劇薬物として規定されているものは、法37条に基づく危険薬法の許可が必要となる場合があるが、各麻酔薬について1発射当たりの施用量が、塩酸ケタミンであれば5,700mg以下、塩酸メデトミジンであれば4,560mg以下、塩酸キシラジンであれば6,840mg以下の場合には危険薬法に該当しないとされている（Ⅵ-2.1（1）の劇薬等の使用に関する許可基準の項目を参照）。通常、ニホンザル等に対し、1発射当たりの施用量が上述の量を超えることは想定されない（例えば、ニホンザルの麻酔薬施用量は5～10mg/kgが目安とされている。）ため、住居集落地域等における麻酔統制にあつては、法第36条の危険薬法には該当しないものと想定される。

なお、上記の施用量を超える場合にあつては、法第9条第1項及び法第38条の2第1項の許可に加え、法第37条に基づく環境大臣の許可も必要となる。

（3）許可申請の手続き

住居集落地域等における麻酔統制をしようとする者には、法第9条第2項に基づく申請に併せて、法第38条の2第2項に基づく許可申請書を提出させること。法第38条の2第2項の規定に基づく住居集落地域等における麻酔統制の許可申請の申請書の様式は様式1、同条第7項に基づく許可証に係る再交付申請書、変更届出書及び亡失届書の様式は様式2を参考にされたい。

（4）許可に当たって条件を付す場合の留意事項

許可内容について、危険の予防のためにその内容を一部制限することが必要な場合に付すこととする。この場合、制限をしても申請の趣旨を達成するのに支障が生じない場合に限り条件として付すこととし、これらが、申請の趣旨に影響する場合は許可の内容となることに留意すること。

なお、条件を付す際には、ⅣのⅣ-3別表中の「許可証の条件欄への記述方法」を参考に付すこととし、条件例以外の内容の条件を付す場合は、極力簡潔に記述すること。

さらに、この条件に違反した場合は罰則もあることを考慮し、申請者に過度の負担を求めることのないよう、申請指導の段階で申請者と許可内容について十分な調整を行う必要がある。

（5）その他

住居集落地域等における麻酔統制の実施を想定している都道府県においては、麻酔統制を安全かつ迅速に実施できるよう、体制の整備や実施者の確保を行った上、具体的な作業手順や安全対策について、あらかじめ、麻酔統制の実施予定者や管轄の都道府県公安委員会等関係者への説明や周知すること。

都道府県知事 殿

住 所	(千)	電話番号 ()
氏 名		
職 業		
生年月日	年 月 日	生

麻酔銃薬許可申請書

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第38条の2第2項及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第46条の2第1項の規定に基づき、住居集合地域等における麻酔銃薬の許可を受けたいので、以下により申請します。

使用する麻酔薬の名称及び量	
住居集合地域等において麻酔銃薬をしなければならない理由	
捕獲等の期間	
捕獲等の区域	
捕獲等をする鳥獣の種類及び数量	

危害の防止のための措置	
麻酔銃の所持許可証の番号及び交付年月日(所持許可者以外が実施する場合は人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日を含む)	

(備考)

1. 住居集合地域の麻酔銃薬については、本許可申請の他に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第2項の規定に基づく許可申請が必要であり、さらに、必要に応じて同法第37条に基づき危険猟法の許可申請が必要であることに留意すること。
2. 使用する麻酔薬の名称及び量欄には、使用薬名又は麻酔薬の主成分及び1発射当たりの施用量を明示すること。
3. 住居集合地域等において麻酔銃薬をしなければならない理由欄には、生活環境に係る被害の状況又は被害が生じるおそれのある状況を含め、当該住居集合地域で実施しなければならない理由や、捕獲等の作業の安全性や迅速性について他の手段と比較して麻酔銃薬によることが適切とする理由等を記載すること。
4. 捕獲等の区域欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番(地先)等を記入し、捕獲等の場所を明らかにした縮尺1:50,000以上の地形図等を添付すること。
5. 危害の防止のための措置欄には、人の身体、生命に予期しない危険を及ぼすおそれを回避する観点から行う措置(方法等の工夫等)を具体的に記入すること。
6. 用紙のサイズは日本産業規格A4版とすること。

288

職業	
生年月日	年 月 日生

麻醉銃彈許可証亡失届出書

☐再交付申請

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 38 条の第 2 項及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 46 条の第 4 項の規定に基づき、下記のとおり許可証の再交付を申請します。

☐ 名称・住所の変更届出

下記のとおり名称・住所を変更したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第46条の2第5項の規定に基づき届け出ます。

□亡失の届出

下記のとおりの許可証を亡失したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第46条の2第6項の規定に基づき届け出ます。

番 号	交 付 年 月 日	年 月 日
	亡 失 ・ 滅 失 し た 事 情	
	※旧住所・氏名	
	※新住所・氏名	

(注) 1 不要な文字は抹消し、該当項目の□に✓印を付すこと。

※欄は住所・氏名変更届出を行うおととする場合に限り記入すること。なお、変更届には、住所・氏名の変更が確認できる書類（住民票、運転免許等）を添付すること。

33 様式の大きさは、日本産業規格A4版とすること。

XII 狩猟

1. 網猟免許とわな猟免許の分離

平成18年以前は、網及びわなは同一の免許区分となっており、わなのみを使用する場合であっても、網及びわなの両方に必要な知識や技術が求められ、鳥類又は獣類のみの狩猟を行いたい狩猟者にとって過大な負担を課す結果となっていた。

このため、平成18年の法改正において「網・わな猟免許」を「網猟免許」と「わな猟免許」に区分し、平成19年4月16日から適用された。これは、それぞれの猟法に特化した免許制度とすることで、試験の内容を限定し、免許を受けようとする者の負担を軽減するものであった。

2. 網猟免許及びわな猟免許の取得年齢の引き下げ

平成26年の法改正において、網猟免許及びわな猟免許については、その免許取得年齢の下限を20歳以上から18歳以上に引き下げ、平成27年5月29日から適用された。これは、高校生卒業後に新規に就農した又はしようとする者、自治体で鳥獣被害対策を担当する者、森林組合や農業組合等に就職した又はしようとする者等が、早期に狩猟免許を取得できるようにし、可能な限り早く鳥獣の捕獲等に従事できるようにすることによって地域の捕獲体制の強化を図るものであった。

3. 免許試験及び講習

鳥獣による農林水産業等に係る被害が依然として深刻な状況にある中、鳥獣の保護及び管理に果たす狩猟者の役割は非常に重要である。このため知識試験の内容について、従来の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣に関する知識に鳥獣の保護及び管理に関する知識を追加し、狩猟者の鳥獣の保護及び管理に関する知見の充実に努めるものとする。

また、免許更新時の講習においても、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理に関する事項について内容の充実に努めるものとする。

4. 銃器を使用した止めさしについて

狩猟又は法第9条第1項の許可を受けた捕獲等において、わなにかかった鳥獣を確実に捕殺するために銃器を使用し、銃器を使用し、銃器を使用した止めさし（以下「銃器を使用した止めさし」といふ。）については、狩猟又は法第9条第1項の許可を受けた捕獲等として実施する鳥獣の捕獲等の行為の範囲内にある違法な行為であるかどうかの判断が困難な場合があり、狩猟又は法第9条第1項の許可を受けた捕獲等を実施しようとする者（以下「狩猟者等」という。）の危険等を伴う方法により止めさしを行う事例が見受けられるところである。

このような状況にかんがみ、狩猟者等の危険防止等の観点から、銃器を使用した止めさしについては下記により取り扱うこととしている。

狩猟又は法第9条第1項の許可を受けた捕獲等において、鳥獣に対して事実上の支配力を獲得し、確実にこれを先占したとはいえない場合に銃器を使用して止めさしを行うこと

については、以下の4点を満たす場合にあっては、法にいう鳥獣の捕獲等の範囲内で行われたものと解する。

- (1) わなにかかった鳥獣の動きを確実に固定できない場合であること。
- (2) わなにかかった鳥獣がどう猛で捕獲等をする者の生命・身体に危害を及ぼすおそれがあるものであること。
- (3) わなを仕掛けた狩猟者等の同意に基づき行われるものであること。
- (4) 銃器の使用に当たっての安全性が確保されているものであること。

5. 電気止めさし器を使用した止めさしについて

狩猟又は法第9条第1項の許可を受けた捕獲等において、わなにかかった鳥獣を確実に捕殺するために電気止めさし器を使用し、銃器を使用し、銃器を使用した止めさし（以下「電気止めさし器を使用した止めさし」といふ。）については、基本的には、鳥獣に対して事実上の支配力を獲得し、これを先占した状況で実施されるものであるところ、当該行為に関しては、いわゆるナイフ等による止めさしと同様に、法にいう狩猟又は法第9条第1項の許可を受けた捕獲等の範囲外で行われたものと解される。

なお、使用に際しては、狩猟者等及び周囲の人々への危険防止等の観点から、十分に安全確保を図るよう指導されたい。

